

Title	規程 サイバーメディアフォーラム no.2
Author(s)	
Citation	サイバーメディア・フォーラム. 2001, 2, p. 114-117
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/73146
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

◇ 規程

大阪大学サイバーメディアセンター教育用計算機システム利用規程

第1条 この規程は、大阪大学サイバーメディアセンター（以下「センター」という。）が管理・運用する教育用計算機システム（以下「教育用計算機システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育用計算機システムを利用することのできる場合は、次のとおりとする。

- 1 全学共通教育規程、各学部規程及び各研究科規程で定める授業科目の授業に利用する場合
- 2 前号の利用に支障のない範囲において、教官その他の者が教育・研究のために利用する場合でセンターの長（以下「センター長」という。）が適当と認めたもの
- 3 その他センター長が特に必要と認めたものに利用する場合

第3条 教育用計算機システムを利用しようとするときは、前条第1号の場合にあっては、当該授業の担当教官が、同条第2号の場合にあっては、利用しようとする者が、所定の利用承認申請書を所属部局長（全学共通教育科目の授業に利用する場合にあっては、原則として、全学共通教育機構長とする。）を通じてセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

第4条 センター長は、前条の申請を承認したときは、当該利用のための利用番号を明示して、申請者に通知するものとする。

2 前項の利用の承認期間は、一年以内とする。ただし、当該会計年度を超えることはできない。

第5条 教育用計算機システムの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的及び条件以外に同システムを利用してはならない。

第6条 利用者は、教育用計算機システムの利用に際しては、センター長が定める方法に従わなければならない。

第7条 利用者は、利用承認申請書に記載した事項について変更しようとするときは、速やかに、変更の申請をしなければならない。

2 前項の手続きについては、第3条の規程を準用する。

第8条 センター長は、必要に応じて、利用者が使用できる教育用計算機システムの機器及びその使用量等について制限することができる。

第9条 センター長は、必要に応じて、利用者に対し利用の状況及び結果についての報告を求めることができる。

第10条 利用者の所属部局（全学共通教育科目の授業に利用する場合にあっては、原則として、全学共通教育機構とする。）は、その利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 前項の額及び負担の方法は、センター教授会の議を経て、センター長が別に定める。

3 第一項の規程にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、経費の負担を免除することがある。

第11条 利用者が、この規程に違反した場合又は利用者の責によりセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は、その者に係る利用の承認を取り消し、又は利用を一定期間停止することがある。

第12条 この規程に定めるもののほか、教育用計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 大阪大学情報処理教育センター利用規程（昭和57年3月17日制定）は、廃止する。

3 この規程施行前に大阪大学情報処理教育センター利用規程に基づき、平成12年度の利用承認を受けた利用者については、この規程に基づき利用の登録があったものとみなす。

大阪大学サイバーメディアセンター大型計算機システムの
利用に関する暫定措置を定める規程

- 第1条 この規程は、大阪大学サイバーメディアセンター（以下「センター」という。）が管理・運用する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム及びワークステーションシステム（以下「大型計算機システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 大型計算機システムは、学術研究のために利用することができるものとする。
- 第3条 大型計算機システムを利用することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- 1 大学又は高等専門学校教員及びこれに準ずる者
 - 2 文部科学省所轄機関（国立学校を除く。）の研究職員
 - 3 学術研究を目的とする機関で、センターの長（以下「センター長」という。）が認めたものに所属し、専ら研究に従事する者
 - 4 文部科学省所轄の科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行う者
 - 5 前各号のほか、特にセンター長が適当と認めた者
- 第4条 大型計算機システムを利用しようとする者は、所定の申請を行い、センター長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、大型計算機システム利用の成果が公開できるものでなければならない。
- 第5条 センター長は、前条第1項による申請を受理し、適当と認めたときは、これを承認し、登録番号を与えるものとする。
- 2 前項の登録番号の有効期間は、1年以内とする。ただし、当該会計年度を超えることはできない。
- 第6条 大型計算機システムの利用につき承認された者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の手続きを行わなければならない。
- 第7条 利用者は、第5条第1項に規定する登録番号を当該申請に係る目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。
- 第8条 利用者は、当該申請に係る利用を終了又は中止したときは、速やかにその旨をセンター長に届け出るとともに、その利用の結果又は経過を所定の計算機利用報告書によりセンター長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めた場合は、計算機利用報告書の提出を求めることができる。
- 第9条 利用者は、研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に大型計算機システムを利用した旨を明記しなければならない。
- 第10条 利用者は、当該利用に係る経費の一部を負担しなければならない。
- 第11条 前条の利用経費の負担額は、別表のとおりとする。
- 第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、利用経費の負担を要しない。
- 1 センターの責に帰すべき誤計算があったとき。
 - 2 センターが必要とする研究開発等のため、センター長が特に承認したとき。
- 第13条 利用経費の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
- 1 文部科学省所管国立学校特別会計の歳出予算の校費及び産学連携等研究費（学内の場合に限る。）で負担する場合にあっては、当該予算の振替による。
 - 2 科学研究費補助金で負担する場合にあっては、センター長の指定する銀行口座への振込による。
 - 3 前2号以外の場合にあっては、大阪大学歳入徴収官の発する納入告知書による。
- 第14条 センター長は、この規程又はこの規程に基づく定め違反した者その他大型計算機システムの運営に重大な支障を生じさせた者があるときは、利用の承認を取り消し、又は一定期間大型計算機システムの利用を停止させることがある。
- 第15条 この規程に定めるもののほか、大型計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 大阪大学大型計算機センターの利用に関する暫定措置を定める規程（昭和43年9月18日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行前に大阪大学大型計算機センターの利用に関する暫定措置を定める規定に基づき、平成12年度の利用承認を受けた利用者にとっては、この規程に基づき利用の登録があったものとみなす。

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する

別表

区 分		負 担 額
基本負担額		1年につき2,000円(1会計年度内の最初の登録時)
演算負担額	バッチ処理	計算依頼1件ごとのCPUタイムにつき スーパーコンピュータ使用の場合 300秒までの1秒につき2円 300秒を超え900秒までの1秒につき1円 900秒を超える1秒につき0.4円 ワークステーション使用の場合 CPUタイム1秒につき0.08円
	TSS(会話型)処理	スーパーコンピュータ使用の場合 CPUタイム1秒につき2円 ワークステーション使用の場合 CPUタイム1秒につき0.08円
出力負担額	モノクロームプリンタ	用紙 1頁につき4円
	湿式カラープリンタ	紙、OHPシート 1頁につき200円
ディスクファイル使用負担額		スーパーコンピュータ使用の場合 1単位1日につき0.01円 ファイルサーバ使用の場合 1単位1日につき0.1円
BIOSIS 使用負担額		1年(1会計年度)につき5,000円
その他		FAX サービス 市内(06発信) 1分につき10円 市外(06発信以外) 1分につき60円 POP(電子メールサーバ)・NNTP(電子ニュース配送)・ PPP(ダイヤルアップIP接続) サービス 1月につき1,000円
各区分共通負担額		前記区分に従い算出した利用負担金額を月ごとに集計した合計額に100分の5を乗じて得た額

備考

- 負担額に関する計測は、システム内蔵の方式によるものとし、端数が出た場合は切り上げる。
- 各負担金額に1円未満の端数が生じたときは、各負担額ごとに、これを1円に切り上げる。
- 複数CPUを使用した場合の演算負担額におけるCPUタイムの算出方法は、別に定める。
- ファイル使用負担額における1単位は、1メガバイトの情報量を表すものとする。
- ファイルサーバ使用時のファイル使用量250キロバイトまでは、負担金を免除する。
- 登録番号ごとに各負担金額(共通負担経費を除く。)を集計した1月の合計額が100円未満の場合は100円に切り上げ、これに共通負担経費を加算して負担経費の総額を105円とする。
- 別に定める試用制度による利用を認められた者は、登録日から2週間以内で、各負担金額(基本負担額を除く。)の合計額が1,000円に達するまで利用できるものとする。この場合において、負担金は免除する。

演算負担額における CPU タイムの算出方法に関する内規

第1条 この内規は、大阪大学サイバーメディアセンターが管理・運用する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム及びワークステーションシステムの利用にかかる演算負担額において、CPU タイムの算出方法を定める。

第2条 CPU タイムの計測は、システム内蔵の方法によるものとする。

第3条 スーパーコンピュータを使用した場合の CPU タイムの算出方法は、バッチ型利用の場合は計算依頼1件毎、会話型利用の場合は1セッション毎に、実行された各プロセスで算出された CPU タイムの合計に、利用形態に応じた換算係数を乗じたものとする。

2 前項における各プロセスの CPU タイムの算出方法は、各 CPU が当該各プロセスを実行した時間の合計とする。ただし、同時に複数の CPU が同一のプロセスを実行していた部分については、1つの CPU についてのみ算入する。

3 第1項における換算係数は、会話型利用の場合は1、バッチ型利用の場合はジョブクラスに応じて次のとおりとする。

ジョブクラス	換算係数
P1	0.8
P4	1
P4a	1.5
P8	1.5
P16	2
MPI32	4
MPI48	6
MPI64	8

第4条 ワークステーションを使用した場合の CPU タイムの算出方法は、バッチ型利用の場合は計算依頼1件毎、会話型利用の場合は1セッション毎に計測した CPU タイムとする。

第5条 第3条第1項及び第4条において算出した CPU タイムに1秒未満の端数が生じた場合は、これを1秒単位に切上げる。

附 則

この内規は、平成12年11月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成13年1月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。